

第1回いじめ連絡協議会 会議録	
事務局	<p>それでは令和4年度第1回、いじめ問題対策連絡協議会を始めていきたいと思います。</p> <p>次に、室長より今年度より委員になられた皆様に委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>室長が委員の皆様方の所に参りますので、その際にはご起立いただき、委嘱状をお受け取りください。</p> <p>よろしくお願いします。</p> <p>(委嘱状交付)</p> <p>それでは委員の皆様から自己紹介をしていただければと思いますので、簡単にお名前と所属の方、確認させていただければと思いますのでよろしくお願いします。</p>
各委員	(自己紹介)
事務局	<p>次に、流山市いじめ問題対策連絡協議会に関する説明を事務局よりさせていただきます。</p> <p>流山市いじめ問題対策連絡協議会は、流山市のいじめに関わる諸問題についての情報共有を行い、いじめ問題への対処のための連携体制を作ることを目的としています。いじめ対策推進法第14条第1項の規定により、今日、この協議会を設置しています。</p> <p>続きまして、本会議における会長、副会長について確認させていただきます。</p> <p>例年、会長は、中学校の校長会長、副会長は小学校の校長会長にお願いしており、会長は、中学校校長会の辻本校長先生、副会長は、小学校校長会長の長谷川校長先生にお願いしたく存じます。</p>
会長	よろしくお願いします。
副会長	よろしくお願いします。
事務局	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>これから流山市いじめ問題対策推進条例に基づき、辻本会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
会長	それでは、議事にあります報告、協議の方に入らせていただきます。事務局の方から、お願いします。
事務局	<p>まず初めに、令和3年度いじめ認知件数の、本市のいじめ重大事態について報告させていただきます。</p> <p>令和3年度の教師いじめ認知件数は、1月までの件数となっており、2月、3月分は入っておりません。</p> <p>(令和3年度いじめ認知件数について説明)</p>

委員	<p>質問よろしいでしょうか。</p> <p>認知されたということは、児童の方から担任の教師に訴えがあって、そしてその担任がいじめと認め、それが学校の校長先生まで周知されることなののでしょうか。</p>
事務局	<p>いじめ認知には、様々な認知の仕方があります。子どもが訴えてきたケースもあれば、年に2回のアンケート（6月と11月）の回答内容から、児童が普段は言えない訴えを教員が認知することもあります。認知した内容に関しては、確実に学校の中で共有するようにしています。</p>
委員	<p>最終的に計上されている件数は、学校から報告された相談件数で、教育委員会が最終的に「いじめと認めた数」ということでしょうか。</p>
事務局	<p>学校から報告された相談件数が、そのまま教育委員会で認知した件数となります。</p>
会長	<p>他に何かご意見ご質問等ありますでしょうか。</p>
事務局	<p>実際、この認知件数とは、様々な形がある「いじめ」の形態を見逃さないこと、小さなことでもすべて「いじめ」とし、認知し、対応していきましょうという考え方で、計上しています。そういう意味では、さきほど事務局からも説明がありましたが、いじめの件数が多いことが悪いことではなく、小さなことでもすべて認知していこう、ということになります。</p>
委員	<p>質問よろしいですか。</p> <p>令和3年度は「かっこ1月」と書いてありますよね。これは令和3年度分だけですか。それとも過去の累積も含めているということですか。</p>
事務局	<p>令和3年4月から令和4年1月末まで、という意味で、2月および3月が集計に含まれていない1年間分という意味になります。</p>
委員	<p>小学校の、分母の数はいくつになりますか。</p>
事務局	<p>分母の数はそれぞれ違うので、集計して会の途中でお知らせします。すぐ確認できますので、また後程お知らせさせていただきたいと思います。</p>
委員	<p>おおたかの森小学校は若干多いのかな、という感覚があるのですが、これは生徒さんが多いということですか。</p>
事務局	<p>そうです。おおたかの森小と南流山小に関しては、分母の数が圧倒的に多いですので、委員がおっしゃるような形で、分母の数</p>

	<p>が書いてある方がより理解しやすいと思いますので、確認のう え、後ほどお知らせしたいと思います。</p>
委員	<p>重大事案のところに、不登校重大事案があると思うのですが、 様々な理由で学校に登校できない方がいらっしゃると思いますが、 その方々全てが含まれるのか、それとも「いじめとして認め られた方々」に対しての数になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>後者の方になります。いじめとして認定されたものに対しての 数字です。</p>
委員	<p>どのように相談・報告されたものを「いじめ」だと認定するの か、というところで、お子さんが何か訴えてきたときに「いじめ です」と言って訴えてきたら認定するのか、「～さんに～された」 という話でも客観的に判断して認定するのでしょうか。</p>
事務局	<p>いじめの定義というものがあります。定義自体が、ある一定の 関係、ある程度の関係、例えば学校で児童と全く知らない見ず知 らずの人が、「いじめ」と同様の声を上げて、いじめの定義に 基づかない、といったこともあり得ます。そのため、認知件数で は表せないものもある、と思われま。</p> <p>ただし、こどもが苦痛を感じたところがあれば、やはりそれは 「いじめ」であるという法律の定義もあります。</p> <p>それを探るためにも、先ほど説明させていただいたとおり学校 でアンケートをとらせていただいています。アンケートでは「嫌 だなと思ったこと」「痛い思いをしたこと」そういった内容につ いて、子どもたちに書いてもらっています。</p> <p>そういうような思いをした、という訴えがある以上、それは子 どもが「いじめられた」という表現でなくとも、嫌な思いをした、 痛い思いをした、という訴えがあれば、それは「いじめ」である と学校の方で判断して、事案として上げるということで集計させ ていただいております。</p>
委員	<p>その場合、児童は訴えてなくて、保護者の方からの訴えという のもあるのですか。</p>
事務局	<p>あります。ケースによっては、保護者の方からの訴えもありま すし、周りの子どもたちから「あの子嫌な思いしているよ」とい う情報を、教員が聞き取るケースもございます。</p> <p>そういったものを全部含めてになります。</p>
会長	<p>続きまして、流山市いじめ防止基本方針について、お願いしま す。</p>

事務局	<p>流山市のいじめ防止基本方針についてご説明させていただきます。</p> <p>こちらについては、昨年度から改定の方に取り組んでおり、実際に今まで流山市として取り組んできている「いじめに対する方針」を、より具体的にまとめさせていただきます、我々教育行政や学校現場のみならず、ぜひ市民の皆様にも知っていただき、一緒にいじめ問題について取り組んで行きたい、という思いを込めて作成したものです。過去の方針からの全面的な改定となっております、内容的には、再度作り直したと、いう形になっています。</p> <p>昨年度中に学校現場の教職員、児童生徒からの意見聴取をさせていただいた上で、パブリックコメントも2月から3月にかけて、実施させていただきました。</p> <p>その上で、策定をさせていただいたものでございます。 (流山市いじめ防止基本方針の概要説明、パブリックコメントの紹介)</p>
会長	<p>基本方針について、ご質問はありますでしょうか。 (質問なし)</p> <p>よろしいでしょうか。では次に進みます。</p>
事務局	<p>先ほどの各学校の児童生徒数について、よろしいでしょうか。全部で26校になりますが、伝えさせていただきます。</p> <p>令和4年2月1日現在の数字が一番正確かと思しますので、お伝えします。</p> <p>流山小で1,080人。八木南小、309人。八木北小、958人。新川小、345人。東小、641人。江戸川台小、628人。東深井小、569人。鱈ヶ崎小、676人。向小、497人。西初石小、695人。小山小、1,683人。長崎小、539人。流山北小、602人。西深井小、215人。南流山小、1391人。おおたかの小、1,607人。おおぐろの森小、544人。南部中学校、766人。常盤松中学校、418人。北部中学校、522人。東部中学校、548人。東深井中学校、392人。八木中学校、390人。南流山中学校、615人。西初石中学校、357人。おおたかの森中学校、586人になります。</p>
委員	<p>ちなみに小学校の人数は全部で何人でしょうか。</p>
事務局	<p>小学校を全部足すと、12,978人。中学校は4,925人になります。</p>
委員	<p>小学校は4割くらい、中学校は1割くらいの認知件数、ということですね。</p>

事務局	<p>続いて、いじめに対する取組の一覧をご覧ください。いじめを防止するために今年度は、5つの取組を実施しております。</p> <p>(いじめに対する取組の一覧についての説明)</p>
会長	ご意見ご質問はございますか。
委員	タブレット端末は、全小中学校に備え付けられているのでしょうか。
事務局	学校で利用したり、自宅に持ち帰ったり、各々利用しています。
委員	<p>児童1人につき1台配布、なのでしょうか。</p> <p>小学校1年生も同様ですか。</p>
事務局	そのとおりです。
会長	従来では考えられないかもしれませんが、1人1台タブレットを所有しながら授業をするのは、スタンダードになっています。
副会長	<p>実態としては全ての授業で使用する、ということはないです。</p> <p>近くにあって、いつでも使えますが、子どもですから、机の上にタブレットを置いてしまうと、かなり乱雑な状態になってしまいます。そのため全く使用しない授業等では、教室内の格納庫に入れておき、調べもの授業などの際に使用しています。</p>
会長	その他質問はいかがですか。
委員	<p>日常的に生徒児童がアプリを使って、把握しやすいようになっているとのことですが、例えば、具体的に〇〇ちゃんがどういうことされたとか、そういう報告というか案件をあげるときには、毎日のアプリではなくて、何か他のものを使っているのでしょうか。</p>
会長	<p>中学校では、教育相談が何回かあって、必ず担任と生徒がそこで話をする時間を設けています。そこで「最近どうか」など話をして認知するケースもあります。年3回程度、実施することになっています。他に知られないで、担任の先生に伝えることも可能です。</p>
副会長	小学校も同様ですね。
委員	先ほど短い文章だったらということですが。
事務局	<p>はい、様々な情報ツールを用いて、色々な方法で認知が重要であると考えています。心の天気アプリでは、短い文章で打ち込むこともできますし、困った時には担任の先生宛てに、いじめアンケートとして記載することもできます。担任の先生に直接お話すること、話しにくいという子は文書で送信すること、どちらもできるという状況をつくり、子どもたちの悩みを様々な場所、形で</p>

	受け止める体制をとっています。
委員	<p>早め早めに先生たちが、生徒さんたちの心の悩みを受け取ってあげる体制、今日放課後起きたことは、明日の朝には「こういうことがあって困っています」という悩みを相談できます、という状態ですよ。</p>
委員	<p>それを活用するには、児童生徒に相談方法等の説明、つまり先生の方から、いじめに対する子どもさんの認識を上げる教育が必要となるのではないのでしょうか。「これがいじめなんだ」「いじめがあったら相談するんだよ」ということを先生が説明することが必要ではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>そうです。それが一番大事で、教育委員会でも児童生徒を対象に「いじめ防止授業」を実施しています。併せて教職員にも「いじめ防止研修」というものを年2回実施しています。アプリや環境だけあっても意味がない、という認識のもと、周知するようにしています。</p>
会長	<p>いじめの定義というものは、子どもたちには理解してもらわなければならないので、「こういうことがあれば、いじめとして認知するんだよ」ということは説明をしています。定義として「相手が嫌だと思ったら、いじめという行為になってしまうんだよ」ということを発信して、道徳や公民、先ほども出たいじめ防止授業などで理解してもらおうようにしています。</p>
会長	<p>その他ございますでしょうか。 (発言なし)</p>
会長	<p>それでは、以上で協議会を終了させていただきます。 それぞれの立場での貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>